

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(2) PCB廃棄物等の早期処理完了の推進

① PCB廃棄物未処理事業者に対する監視・指導

(1) 事業目的

PCB※1 使用製品及びPCB廃棄物の所有者が処分期限終了までにPCB廃棄物を適正処理すること及び処分までの間、適正保管を行うことにより、生活環境の保全を推進します。

(2) 取組状況

- ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物やPCB使用製品を保有している事業者に対し、PCB廃棄物の保管状況等に関する届出の提出を指導するとともに、処分までの間適正保管するよう助言・指導しました。また、低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9年3月31日であり、早期処理に向けて指導及び必要な情報提供を行いました。
- ② 高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサーの処分期限は平成30年3月31日、安定器・汚染物等の処分期限は令和3年3月31日であり、いずれも既に終了しています。島根県内（松江市を除く）には処分期限後に発見された高濃度PCB廃棄物の保管事業者が11事業者（令和4年3月現在）存在します。処理体制が整備されるまでの間適正に保管されるよう、立入検査や現地確認を実施し、適正保管を指導しました。

《用語解説》

※1 PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきました。しかしながら、PCBは慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。PCBは現在は新たな製造及び輸入が禁止されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261